

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例【総務市民局人事部人事課】 3

◇ 規 則

- 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 5
- 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 7

◇ 告 示

- 地縁による団体の認可【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 8

◇ 公 告

- 都市公園の区域変更【都市整備局河川公園部公園管理課】 9

◇ 訓 令

- 北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【総務市民局人事部人事課】 1 0

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局職員就業規則及び北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 1 1

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局就業規程及び北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 1 4

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局職員就業規程及び北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 1 6
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【公営競技局総務課】 1 9

◇ 教育委員会

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 2 2
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局教職員部教職員課】 2 7

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 6 号

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年北九州市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 号イ中「であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるもの」を削る。

第 2 0 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下この条において「第 1 号部分休業」という。）」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 2 0 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 0 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下この条において「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 2 0 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項各号列記以外の部分の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間）

第 2 0 条の 4 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 7 7 時間 3 0 分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1

0 を乗じて得た時間

（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 20 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（第 22 条において「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 21 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 22 条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 22 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間に係る改正後の第 20 条の 2 に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第 20 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 5 8 号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改
正する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 3 8 年北九州市
規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第 4 項を
次のように改める。

4 子育て部分休暇は、次に掲げる範囲内の時間とする。

（１） 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

（２） 1 年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間
を超えない範囲内

ア 非常勤職員以外の職員 7 7 時間 3 0 分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0
を乗じて得た時間

第 1 0 条に次の 2 項を加える。

5 第 1 号子育て部分休暇（前項第 1 号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休
暇をいう。第 1 3 条第 5 項において同じ。）は、3 0 分単位とする。

6 第 2 号子育て部分休暇（第 4 項第 2 号に掲げる範囲内で受ける子育て部分
休暇をいう。以下この項及び第 1 3 条第 5 項において同じ。）は、1 時間単
位とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に
定める時間数の第 2 号子育て部分休暇を受けることができる。

（１） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場
合であって、当該勤務時間の全てについて受けるとき 当該勤務時間の時
間数

（２） 第 2 号子育て部分休暇の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合で
あって、当該残時間数の全てについて受けるとき 当該残時間数

第 1 0 条の 3 第 4 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、
又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「よる」の次に「同条第 2 項
第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に
、「、当該」を「、1 日につき」に改め、「）」を削る。

第 1 3 条第 5 項中「次項」を「第 8 項」に改め、同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、当該職員は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間ごとに、第１号子育て部分休暇又は第２号子育て部分休暇のいずれを受けるかについて、任命権者に申し出るものとする。

第１３条中第９項を第１３項とし、第８項を第１２項とし、第７項を削り、同条第６項本文中「前項」を「第５項前段」に改め、同項を同条第８項とし、同項の前に次の２項を加える。

６ 前項後段の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項後段の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の第１０条第１項各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

７ 第５項後段の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定により変更した場合にあっては、その変更後のもの）において、第１項の規定による子育て部分休暇の承認を受けることができる。

第１３条第８項の次に次の３項を加える。

９ 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

１０ 任命権者は、子育て部分休暇の承認を受けた職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき、又は第６項の規定により申出の内容を変更したときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

１１ 職員は、子育て部分休暇を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

付 則

（施行期日）

１ この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則の施行の日から令和８年３月３１日までの期間に係る改正後の第１０条に規定する子育て部分休暇を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第４項第２号ア中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同号イ中「１０」とあるのは「５」とする。

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 5 9 号

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年北九州市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 4 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「よる」の次に「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、1 日につき」に、「）を」を「を」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 3 9 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可した。

令和 7 年 9 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

守恒台町内自治会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

3 区域

北九州市小倉南区上石田二丁目 4 番 3 6 号から 4 0 号まで、上石田二丁目 1 2 番 1 号から 2 2 番 2 8 号まで及び上石田二丁目 2 4 番 1 号から 1 8 号まで

4 主たる事務所

北九州市小倉南区上石田二丁目 1 8 番 1 3 号

5 代表者の氏名

谷 敏幸

6 代表者の住所

北九州市小倉南区上石田二丁目 1 7 番 2 2 号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 無し

職務代行者の選任の有無 無し

8 代理人の有無 無し

9 規約に定める解散事由

法第 2 6 0 条の 2 0 の規定による。

1 0 認可年月日

令和 7 年 9 月 3 0 日

北九州市公告第 7 0 1 号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 4 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
3 4 1 7	北九州市立皇后崎公園	北九州市八幡西区 青山二丁目 1 番、 青山三丁目 1 番、 山寺町 6 番	北九州市八幡西区 青山二丁目 1 番、 青山三丁目 1 番、 山寺町 6 番の一部

2 変更の期日

令和 7 年 9 月 3 0 日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市都市整備局河川公園部公園管理課においてこの公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市訓令第 8 号

序中一般

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市職員出勤簿処理規程（昭和 3 8 年北九州市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 0 号を次のように改める。

（ 1 0 ） 子育て部分休暇を与えられた場合

ア 第 1 号子育て部分休暇のとき

子部 1
〔 ~ 〕

イ 第 2 号子育て部分休暇のとき

子部 2
〔 ~ 〕

第 5 条第 1 項第 1 2 号を次のように改める。

（ 1 2 ） 介護時間を承認された場合

介時時
〔 ~ 〕

第 5 条第 1 項第 2 9 号を次のように改める。

（ 2 9 ） 部分休業を承認された場合

ア 第 1 号部分休業のとき

部分 1
〔 ~ 〕

イ 第 2 号部分休業のとき

部分 2
〔 ~ 〕

付 則

この訓令は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第 12 号

北九州市上下水道局職員就業規則及び北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

北九州市上下水道局職員就業規則及び北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

(北九州市上下水道局職員就業規則の一部改正)

第 1 条 北九州市上下水道局職員就業規則（昭和 39 年北九州市水道局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 1 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

第 23 条第 1 項各号列記以外の部分中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第 3 項を次のように改める。

3 子育て部分休暇は、次に掲げる範囲内の時間とする。

(1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

(2) 1 年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

ア 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

第 23 条に次の 2 項を加える。

4 第 1 号子育て部分休暇（前項第 1 号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。第 23 条の 6 第 5 項において同じ。）は、30 分単位とする。

5 第 2 号子育て部分休暇（第 3 項第 2 号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。以下この項及び第 23 条の 6 第 5 項において同じ。）は、1 時間単位とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号子育て部分休暇を受けることができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて受けるとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号子育て部分休暇の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて受けるとき 当該残時間数

第 23 条の 3 第 4 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し

、又は終業の時刻まで連続した２時間（」を削り、「よる」の次に「同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、１日につき」に改め、「）」を削る。

第２３条の６第５項中「次項」を「第８項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該職員は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間ごとに、第１号子育て部分休暇又は第２号子育て部分休暇のいずれを受けるかについて、管理者に申し出るものとする。

第２３条の６中第９項を第１３項とし、第８項を第１２項とし、第７項を削り、同条第６項本文中「前項」を「第５項前段」に改め、同項を同条第８項とし、同項の前に次の２項を加える。

６ 前項後段の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項後段の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の第２３条第１項各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

７ 第５項後段の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定により変更した場合にあっては、その変更後のもの）において、第１項の規定による子育て部分休暇の承認を受けることができる。

第２３条の６第８項の次に次の３項を加える。

９ 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

１０ 管理者は、子育て部分休暇の承認を受けた職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき、又は第６項の規定により申出の内容を変更したときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

１１ 職員は、子育て部分休暇を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

（北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部改正）

第２条 北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程（令和２年北九州市上下水道局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「３歳」を「小学校就学の始期」に、「一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

第25条第4項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「よる」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、1日につき」に、「）を」を「を」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの期間に係る第1条の規定による改正後の北九州市上下水道局職員就業規則第23条に規定する子育て部分休暇を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第3項第2号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

北九州市交通局管理規程第7号

北九州市交通局就業規程及び北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

北九州市交通局長 白石 基

北九州市交通局就業規程及び北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

(北九州市交通局就業規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局就業規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第43条の4第1項中「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部」に改める。

第57条第1項各号列記以外の部分中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 子育て部分休暇は、次に掲げる範囲内の時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

第57条に次の5項を加える。

4 第1号子育て部分休暇(前項第1号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。第6項において同じ。)は、30分単位とする。

5 第2号子育て部分休暇(第3項第2号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。以下この項及び第6項において同じ。)は、1時間単位とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を受けることができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて受けるとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて受けるとき 当該残時間数

6 子育て部分休暇を受けようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、第1号子育て部分休暇又は第2号子

育て部分休暇のいずれを受けるかについて、管理者に申し出るものとする。

7 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の第1項各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

8 第6項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定により変更した場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇を受けることができる。

第60条の7第4項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「よる」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、1日につき」に改め、「）」を削る。

（北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部改正）

第2条 北九州市交通局会計年度任用職員就業規程（令和2年北九州市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「3歳」を「小学校就学の始期」に、「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

第45条第4項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「よる」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、1日につき」に、「）」を「を」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの期間に係る第1条の規定による改正後の北九州市交通局就業規程第57条に規定する子育て部分休暇を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第3項第2号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

北九州市公営競技局管理規程第9号

北九州市公営競技局職員就業規程及び北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市公営競技局職員就業規程及び北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

(北九州市公営競技局職員就業規程の一部改正)

第1条 北九州市公営競技局職員就業規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部」に改める。

第25条の2第1項各号列記以外の部分中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 子育て部分休暇は、次に掲げる範囲内の時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

第25条の2に次の2項を加える。

4 第1号子育て部分休暇(前項第1号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。第30条第5項において同じ。)は、30分単位とする。

5 第2号子育て部分休暇(第3項第2号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。以下この項及び第30条第5項において同じ。)は、1時間単位とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を受けることができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて受けるとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて受けるとき 当該残時間数

第27条第4項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(」を削り、「よる」の次に「同条第2項

第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「当該」を「、1日につき」に改め、「）」を削る。

第30条第5項中「次項」を「第8項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、第1号子育て部分休暇又は第2号子育て部分休暇のいずれを受けるかについて、公営競技局長に申し出るものとする。

第30条中第9項を第13項とし、第8項を第12項とし、第7項を削り、同条第6項本文中「前項」を「第5項前段」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の2項を加える。

6 前項後段の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項後段の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の第25条の2第1項各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると公営競技局長が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

7 第5項後段の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定により変更した場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けることができる。

第30条第8項の次に次の3項を加える。

9 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

10 公営競技局長は、子育て部分休暇の承認を受けた職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき、又は第6項の規定により申出の内容を変更したときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

11 職員は、子育て部分休暇を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

（北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部改正）

第2条 北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程（令和2年北九州市公営競技局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「3歳」を「小学校就学の始期」に、「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

第25条第4項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「よる」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、1日につき」に、「）を」を「を」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの期間に係る第1条の規定による改正後の北九州市公営競技局職員就業規程第25条の2に規定する子育て部分休暇を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第3項第2号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

北九州市公営競技局公告第22号

一般競争入札により、借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市公営競技局契約規程（以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月30日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

1 調達内容

(1) 件名及び数量

北九州市公営競技局公用自動車の借入れ及び保守業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和8年3月14日から令和12年3月13日まで

(4) 履行場所 北九州市公営競技局が指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年10月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請

を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区赤岩町13番1号
北九州市公営競技局総務課

イ 期間 この公告の日から令和7年10月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 この公告の日から電子メール又は前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの交付を希望する場合は、前号イの期間に公営競技局総務課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和7年10月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和7年10月8日午後5時までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年10月15日午後5時までに必着のこと。

(6) 電送による入札は、認めない。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区赤岩町13番1号
ボートレース若松東スタンド棟3階大会議室

イ 日時 令和7年10月16日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程におい

て準用する契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市公営競技局総務課

〒808-0075 北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 8 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第 4 項を次のように改める。

4 子育て部分休暇は、次に掲げる範囲内の時間とする。

(1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

(2) 1 年につき次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

ア 非常勤教職員以外の教職員 7 7 時間 3 0 分

イ 非常勤教職員 当該非常勤教職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間

第 1 6 条の 2 に次の 2 項を加える。

5 第 1 号子育て部分休暇（前項第 1 号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。第 2 1 条第 5 項において同じ。）は、3 0 分単位とする。

6 第 2 号子育て部分休暇（第 4 項第 2 号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。以下この項及び第 2 1 条第 5 項において同じ。）は、1 時間単位とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号子育て部分休暇を受けることができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて受けるとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号子育て部分休暇の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて受けるとき 当該残時間数

第 1 8 条第 4 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又

は終業の時刻まで連続した２時間（」を削り、「よる」の次に「同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、１日につき」に改め、「）」を削る。

第２１条第５項中「次項」を「第８項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該教職員は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間ごとに、第１号子育て部分休暇又は第２号子育て部分休暇のいずれを受けるかについて、教育委員会に申し出るものとする。

第２１条中第９項を第１３項とし、第８項を第１２項とし、第７項を削り、同条第６項本文中「前項」を「第５項前段」に改め、「するときは、」の次に「当該子に係る」を加え、同項を同条第８項とし、同項の前に次の２項を加える。

６ 前項後段の規定による申出をした教職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項後段の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該教職員の第１６条の２第１項各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

７ 第５項後段の規定による申出をした教職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定により変更した場合にあっては、その変更後のもの）において、第１項の規定による子育て部分休暇の承認を受けることができる。

第２１条第８項の次に次の３項を加える。

９ 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた教職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該教職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該教職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

１０ 教育委員会は、子育て部分休暇の承認を受けた教職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき、又は第６項の規定により申出の内容を変更したときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

１１ 教職員は、子育て部分休暇を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第２条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間

、休日、休暇等に関する規則（令和２年北九州市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１９条の２第１項各号列記以外の部分中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第３項を次のように改める。

３ 子育て部分休暇は、次に掲げる範囲内の時間とする。

（１） １日につき２時間を超えない範囲内

（２） １年につき７７時間３０分を超えない範囲内

第１９条の２に次の２項を加える。

４ 第１号子育て部分休暇（前項第１号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。第２３条第６項において同じ。）は、３０分単位とする。

５ 第２号子育て部分休暇（第３項第２号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。以下この項及び第２３条第６項において同じ。）は、１時間単位とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号子育て部分休暇を受けることができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて受けるとき 当該勤務時間の時間数

（２） 第２号子育て部分休暇の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて受けるとき 当該残時間数

第２１条第４項中「介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（」を削り、「よる」の次に「同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、１日につき」に、「）を」を「を」に改める。

第２３条第６項中「次項」を「第９項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該臨時的任用職員は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間ごとに、第１号子育て部分休暇又は第２号子育て部分休暇のいずれを受けるかについて、教育委員会に申し出るものとする。

第２３条中第８項を削り、同条第７項本文中「前項」を「第６項前段」に改め、「するときは、」の次に「当該子に係る」を加え、同項を同条第９項とし、同項の前に次の２項を加える。

７ 前項後段の規定による申出をした臨時的任用職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項後段の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該臨時的任用職員の第１９条の２第１項

各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限る。当該申出の内容を変更することができる。

- 8 第6項後段の規定による申出をした臨時的任用職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定により変更した場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けることができる。

第23条に次の3項を加える。

- 10 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた臨時的任用職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該臨時的任用職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該臨時的任用職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 11 教育委員会は、子育て部分休暇の承認を受けた臨時的任用職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき、又は第7項の規定により申出の内容を変更したときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
- 12 臨時的任用職員は、子育て部分休暇を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

- 第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「よる」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、1日につき」に、「）を」を「を」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- （北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの期間に係る第1条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第16条の2に規定する子育て

て部分休暇を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第4項第2号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの期間に係る第2条の規定による改正後の北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第19条の2に規定する子育て部分休暇を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第3項第2号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

北九州市教育委員会教育長訓令第3号

序中一般

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

北九州市教育委員会

教育長 太田清治

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程（平成10年北九州市教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号を次のように改める。

（10） 子育て部分休暇を与えられた場合

ア 第1号子育て部分休暇のとき

子部1
〔～〕

イ 第2号子育て部分休暇のとき

子部2
〔～〕

第4条第1項第12号を次のように改める。

（12） 介護時間を承認された場合

介時時
〔～〕

第4条第1項第28号を次のように改める。

（28） 部分休業を承認された場合

ア 第1号部分休業のとき

部分1
〔～〕

イ 第2号部分休業のとき

部分2
〔～〕

付 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。